

- 1 国直轄事業負担金について
- 2 定額給付金事業について
- 3 労務管理について
- 4 期末手当と時短について
- 5 折り鶴ミュージアムについて
- 6 地下街開発について

〈発言内容〉

お疲れさまです。ひろしま未来クラブの桑田恭子です。会派を代表し、一般質問を行います。

先日、7月に新たにコンビニをオープンする知り合いが、従業員の面接を行った話をしてくれました。深夜のバイトに応募してきた男性は、兼業の方がほとんど、会社が不景気になって副業を認めたので働きたいとのこと。また、母子家庭で仕事を探していた方、16歳でお母さんになった少女など、現代の社会の縮図を見るようだと話していました。

総務省が発表した4月の労働力調査では、前年比で労働力人口は36万人減少しています。さらに完全失業者数は71万人増加、346万人に達しています。広島県の調査では、ことし1月から3月の県内の完全失業者数は5万9000人と、前年同期に比べ8,000人増加があり、就業者数は7期連続減少していると報告しています。大不況に伴い、広島市の生活保護受給者は、平成20年度末で1万9512人、前年より約1,000人ふえています。広島市人口に対する保護率は16.7パーセント、平成10年から連続で伸び続けています。

市民の暮らしのが厳しいということは、納税者の暮らしのが厳しく、税収が減るということになります。厳しい暮らしの中から納められた税金は、1円たりともむだに使うことはできません。そういう視点から、今回も質問いたします。

1. まず初めに、国直轄事業負担金についてお尋ねいたします。

大阪の橋下知事のぼったくりバーの一言で一躍注目を集めたのが、国直轄事業負担金です。広島市においても6月5日、中国整備局と市長との懇談会が行われています。例年行われる懇談会だそうですが、今回は負担金について中国整備局の局長が内訳の説明を行ったと聞いています。懇談会の資料からすると、平成21年度の広島市における総事業費は113億3000万円、うち広島市の負担金は42億4000万円となっています。報道にあるような国家公務員の退職金や共済組合の負担金はありませんでした。担当課に聞くと、この8月に支払う平成20年度分の支払いの中にそれらが含まれているとのこと、これについて説明を求めていたとのことでした。

実は広島市は、この負担金について橋下知事より早い段階で国に申し入れを行っています。2月13日の市長の記者会見からすると、財政状況が大変厳しいという状況を考えて、平成16年12月に直轄国道事業の進め方と負担可能額について本市の考え方を整理して、中国整備局と協議を行っていると述べられています。考え方は3つ、第1番目は負担可能額は年間53億円程度であること。第2番目に優先度の高い広島南道路など事業中の4路線の整備を進めること。第3番目に未着手区間については、広島市の財政状況を見きわめながら検討するの3点です。

平成11年度、12年度、広島市は100億円以上の負担金を支払っています。3つの考え方に基づく国への申し入れにより、負担金は約半額の53億円に減額されています。減額したことは、負担金のいいかけんな内訳を知ると、少しでも払い過ぎを抑えられてよかったです。しかし、[単なる減額ではなく、請求書の内訳を追及することが市長として必要だったのではないか](#)という意見です。53億円に減額した根拠は何だったのでしょうか。そのとき、詳細な内訳の提示を国に求めなかったのはなぜですか。負担金を半額にしたことによる事業のおくれなど影響はなかったのでしょうか、お答えください。[家のリフォームをして詳しい明細書なしで支払いをする人はいません](#)。不合理な支払いを調べ、さかのぼって可否をただすべきです。

2. 次に、定額給付金についてお伺いいたします。

6月18日現在、約6割の給付が終了しており、あらしのような定額給付金事業のゴールが見えてきた感じがいたします。広島県内市町の給付開始時期を見てみると、1位が安芸高田市の3月31日支給、2位が北広島町の4月8日、続いて3位が吳市、江田島市と続いており、ほとんどの自治体が4月中旬に給付を開始しています。5月に入って給付をしているのは3市、廿日市市が5月上旬、広島市が5月18日、尾道市が最も遅い5月21日となっています。尾道市については2月議会で、定額給付金の法案が不成立の場合むだ遣いになると、国会での関連法案成立まで事務費を含めた予算の執行停止を求める附帯決議を議会が可決しているといきさつがあります。2月議会で、広島市は最高速で支給すると三宅副市長の力強い答弁がありましたが、支給開始となったのは5月18日、県内ではワースト2位、政令市比較では担当課に尋ねたところ、中位ぐらいであると教えてくれました。

広島県内の支給の状況を見ても、また、政令市との比較で見ても、5月18日の給付開始が早いとはとても言えません。せめてゴールデンウイーク前の5月初旬に給付開始ができるなかったのか。申請書が各家庭に配付されたのが4月22日です。早いものでは22日には申請書が送り返されてきたと説明を受けました。その時点から、随時給付ができるのかと思うのです。事務作業の流れも細かく説明を受けました。効率の悪い事務作業はなかったのか尋ねましたが、振り返っても特にむだな作業はなかった、ほぼ計画どおりに作業は進んでいました。

しかし、一方では、[人口 170 万人の神戸市が3月 30 日には給付を開始しております。5月末までに 48 万件の給付を行っています。給付開始時期が1カ月半も違う理由はどこにあるのでしょうか。改めて給付開始が5月 18 日になった理由をお聞かせください。](#)

給付金支給の事務の工程に、給付決定通知書の送付があります。知り合いから、給付金が振り込まれた後に決定通知書が届いたと聞かされました。一人だけではなく、聞いてみると何人もいました。決定通知書には給付が完了するまで大切に保管してくださいと書いてあります。しかし、おくれて届いては意味がありません。[決定通知書が本当に必要だったのででしょうか。ないよりはあった方がましといった程度の仕事なら、やめていただきたいと思します。決定通知書の必要性について、お答えください。](#)

3. 続いて、労務管理についてお尋ねいたします。

安芸区の職員が女性暴行致傷事件で起訴されるという前代未聞の事件が起こりました。逮捕から2日後、4月 27 日に出された安芸区厚生部健康福祉課からの報告書では、事件の概要、勤務状況などがまとめられてありました。勤務状況の項目には、平成 19 年 10 月に窃盗容疑で逮捕され、停職4カ月の懲戒処分を受けていること、復職後は担当課と人事課が個別に指導を行ってきたこと、本人の最近の勤務態度は普通であり、今回の事態を起こすことは考えられなかつたと記述されていました。この報告書には、4月 26 日の新聞にあるような遅刻の状況は書かれていませんでした。新聞報道では、昨年度の半ばから出勤時に遅刻を約 10 回繰り返しており、人事課が指導していたことが報じられていました。昨年度の半ばからすると、約 7 カ月間の間に 10 回遅刻したことになります。この勤務態度が普通と記述される職場は、どのような職場なのかと思います。欠勤の内訳は、1 日が 2 回、2 時間が 2 回、15 分未満が 6 回ということで、各月に 1 回から 2 回程度欠勤しているということでした。

労働基本法が適用されない公務員は、年次有給休暇が 1 時間単位でとることができます。雨などでバスがおくれた場合などやむを得ない場合は、事前に連絡をしなくとも出勤後さかのぼって 1 時間の年次有給休暇をとることができるので、遅刻にはなりません。寝坊や連絡ができる状況なのにしていないものは、遅刻という扱いではなく、欠勤になります。よほどのことがない限り、年次有給休暇をとることができるので、公務員に遅刻の概念はないのです。

今回の職員の 10 回の遅刻という報道は、年次有給休暇の申請を出さなかった、出しても上司がやむを得ない場合と認めなかつたということだと思います。本人の犯罪は言語道断ですが、組織全体の問題と見たとき、職場での労務管理はどのように行われていたのか。約半年もの間に 10 回欠勤しても何の処分もない職場であることが問題であると思います。

[まず初めに、この職員に対して、担当課と人事課で指導していたとありますか、どのような指導が行われていたのか、お答えください。](#)

平成 18 年 12 月議会で職員の遅刻について質問したことがあります。当時の答弁書を読み直してみると、遅刻を繰り返す場合は懲戒処分の対象になりますと答弁されています。どれくらい欠勤を繰り返せば処分の対象になるのでしょうか。半年間処分がなかったことについても問題ないのか、お答えください。

本人は懲戒免職になっていますが、管理者の処分はどのように考えておられるのでしょうか、お答えください。

ほとんどの職員が8時 30 分には仕事が開始できる状態にあるのだと信じますが、おくれてきても年次有給休暇をとれば何回遅刻しても欠勤にはなりません。例えば、15 分おくれて登庁した場合も8時 45 分の登庁時間が記録に残るわけでもありません。もちろん、処分もありません。人事課は毎年、春と秋に遅刻の調査を行っています。直近の調査は5月 25 日から 29 日までの5日間です。これまでの調査の中で、最も成績がよく、1日の平均遅刻数が0.6 人となっています。その前の平成 20 年度は 12 月 1 日から 12 月 5 日の5日間で行っていますが、このときの1日平均の遅刻人数は 6.2 人です。大きく結果が違う理由は簡単です。5月は告知をしての調査、12月は告知をしていない調査です。告知をしての調査か、告知をせずに行った調査かは、10 年さかのぼってみてもはっきり数字が示しています。

12 月の調査をもう少し詳しく見てみると、12 月 1 日が9人、2 日が3人、3 日が0人、4 日が1人、5 日が 18 人となっています。この数字もとてもわかりやすい数字です。告知のなかった調査なので、初日が9人と多く、その後は調査があることがわかっているので減っています。最終日の5日には 18 人と多いのは、雨だったからです。問題は、18 人の職員の扱いがどのようにになっているかです。学生の場合、雨でバスがおくれて遅刻したときは、雨の日、バスがおくれるのは当たり前なのだから 1 つ早いバスで来るように指導を受け、当然、遅刻と記録をされます。この遅刻をした 18 人の職員はどのようにになっているのでしょうか。これできちんとした労務管理ができるのでしょうか。何のために遅刻の調査を行つておられるのか、お答えください。

遅刻の記録が残らない、処分もない、このような労務管理で時短が必要なのかと思います。以前、タイムカードの提案をいたしました。答弁に、情報システムの高度化の中で職員の出退勤管理を行うシステムを構築するなど費用対効果を考えながら検討するとありました。どのようにすばらしいシステムを入れても、1 時間単位で簡単に年次有給休暇がとれる制度がある限り、何の効果もないことに改めて気づかされました。日々の労務管理、世間一般でいう遅刻がきちんと管理できない限り、どのような不祥事の対策も効果がないことを申し上げておきます。

4. 続いて、期末手当と時短について質問いたします。

5月 26 日付、総務省の調べでは、全市区町村の 89.5%、1,611 自治体がこの夏、公務員の賞与削減に踏み切ることがわかったと報じています。既に減額を決めた国家公務員に準

拠し、月給の0.2カ月分の削減幅とする自治体が多いこと、神奈川県や愛知県、宮崎県など17県では、県内すべての自治体が減額を計画しているとしています。自治体の9割が景気の後退に配慮し、緊急的に夏の賞与を減額したことになります。

広島市においては、6月30日に市長を初め、職員、議員に満額のボーナスが支給されます。ボーナスが満額支給されるのは夏だけではありません。広島市の場合、冬のボーナスの支給日は12月10日です。9月に行われる平成21年度の人事委員会勧告は、例年、12月議会に給与改定の議案として出されます。世の中の状況からして、9月の人事委員会勧告が減額の勧告であっても、ボーナスの基準日は12月1日です。12月議会の議決が基準日を越えて採決されますので、ボーナスに減額の勧告は反映されません。仮に9月に出される勧告が3月のボーナス以上に減額になれば、他都市が行った臨時議会を開き、12月のボーナスを減額することになります。

広島市人事委員会の5月13日付の報告では、国が緊急調査を行い、暫定的に6月のボーナスを0.2カ月凍結することを踏まえ、広島市の夏のボーナスは減額した国家公務員の支給月と同様であることから、広島市の民間ボーナスと大きな乖離はないと判断し、暫定的な措置は必要ないとしています。年間ボーナスの支給回数が2回の国家公務員と3回の広島市職員の支給月数を比較すれば、広島市の1回の支給月数が少なくなるのは当たり前です。だから減額は行わないとする理屈が正しいのか。私は、今回の国の措置は夏のボーナスを下げることが目的だったと思います。

国的人事院の報告にもあるように、民間の夏のボーナスが緊急調査を行った結果、前年と比較して13.2%減額になっていた、不確かな調査なのでとりあえず0.2カ月、民間が厳しいので下げようという、そのように理解をしています。他の政令市の対応を見ても、調査をせずに減額をした例や専決処分で減額した例から見ても、減額ありきです。[減額をしなかつたのは、政令市中では広島市とさいたま市です。さいたま市は市長選を控えていた時期でもあり、広島市とは状況が違います。広島市人事委員会の議論がどのようなものであったのか、人事委員会として広島市の民間、納税者の状況をどのようにとらえておられるのか、お尋ねいたします。](#)

[ボーナスについて、別の視点からもう1点質問いたします。](#)

平成20年度、広島市的人事委員会勧告では、ボーナスについては民間が4.52カ月、市職員の年間支給月数が4.5カ月であったので均衡が保たれていると、ボーナスについては据え置くことを勧告しています。この比較は支給月数だけを比較したもので、支給額を比較したものではありません。民間のボーナスの支給額は平成20年度の人事委員会の調査で、169万3711円、月例給は約36万8000円です。市職員の年間ボーナスの支給額は、「市民と市政」に掲載される市職員の給与状況によれば、平成19年のボーナスの平均は196万4000円であり、民間より金額では約27万円高いことになっています。

また、職員のボーナスには、最大で2割の加算がついています。一般職の給与の条例第19条に基づき、基礎となる給与月額に役職に応じた加算割合を乗じた金額、これを期末手当基礎額と定めています。この期末手当基礎額に条例で定めた年間支給月数4.5力月を乗じた金額がボーナスになります。具体的には、行政職の8級、7級の職員、これは部長から局長クラスの職員ですが、加算の割合は2割増しです。6級の職員、課長クラスは1割5分増し、5級の職員、課長補佐クラスは1割増し、4級と3級の職員、係長クラスの職員は市長が定める職員に限るとされ、5%増しになっています。

期末手当基礎額の加算は、平成2年に国家公務員に導入され、同時に地方公務員にも導入されています。加算の理由は、人事委員会が民間ボーナスを調査する際の民間給与は、時間外手当だけを外したもので、住宅手当や通勤手当が含まれていることになっています。一方、市職員の給与には、住居手当や通勤手当は含まれていません。この差が平成2年当時で5.7%だったので、この差を埋める方法として役職に反映させることが適当と加算が導入されました。つまり、役職加算です。

一般職については、まだ一応の理屈がありますが、これが市長、議員となると話は違います。特別職の職員の給与に関する条例第4条で、市長、副市長なども2割の加算をつけるよう定めてあり、同様に議員も第5条で2割増しとするよう定めています。議員の皆さん、自分のボーナスの明細書を見てください。総支給額を報酬月額の86万円で割り戻すと、5.34力月になります。議員は以前、議員提案で年間支給月数を0.05力月減額していますので、条例では年間4.45力月の2割増しとなっています。市長や議員の報酬に住宅手当や通勤手当のような手当は入っていません。選挙で選ばれる議員は、1期の議員も10期の議員も同じ報酬で平等です。役職加算という考え方には当てはまりません。市長についても同様です。市長は市長、だれと比較して役職加算があるのかわかりません。

そこでお伺いいたします。

[一般職同様に、なぜ議員、特別職に加算がつけてあるのか、その加算の理由は何か、そもそも必要なのか、お答えください。](#) 平成2年と言えばバブル期の真っ最中です。バブル期のお手盛り加算との指摘もありますし、議員、市長については便乗加算です。大阪府や岐阜県では、議員の加算はおかしいと、返還を求める住民監査請求が出されています。議員、市長については理由のつかない加算です。即刻廃止るべきと考えます。

[次に、時短について質問いたします。](#)

ボーナスは下げない、勤務時間は短くしたい、それぞれは別物で、当局には譲れない理由があるので、厳しい状況にある納税者はこのことをどのように思うでしょうか。4月29日付の中国新聞では、都道府県と岡山市を除く政令市を合わせた64自治体中、45%に当たる29都市が4月からの時短の実施を見送っていることが総務省の調査でわかったと報じています。国への同調が広がらないことについては、不況で地域経済が厳しい中、公務員厚遇の批判を懸念した結果と分析しています。

県内では、5月26日、尾道市と世羅町が時短を否決、三原市と府中市は提案を見送っています。大竹市については、可決したもの実施時期は未定としました。これまで職員の給与や勤務に関する議案が否決されたことは、全国を見てもありませんでした。ほとんど議論もなく可決をされてきました。しかし、100年に1度と言われる経済不況はこの常識を覆し、議会が否決という判断をする自治体が複数あらわれました。3月の予算特別委員会では、厳しい経済状況と職員の勤務時間に因果関係はなく、切り離して考えるべきであること、時短は人事委員会の報告に従って提案することが地方自治体の義務であること、現在の経済状況のもとでの市民感情を理由に時短を否決することは合理的でないと、再度提案をされました。結果、経済状況に変化があるわけではなく、賛成に転じる理由のないことから、再度否決となりました。

国の人事院や人事委員会の勧告は絶対であり、制度なので提案をし続けるというかたくなな姿勢ですが、今回の国の人事院の夏のボーナスの緊急調査は異例のことです。政府・与党が民間とかけ離れると、行政不信が増幅すると、減額を要求したことを受けた形となっています。とても独立した機関が行う対応とは思えない、人事院制度そのものが揺らいだ感じがいたしました。

今回、三たび時短が提案されました。制度なので提案するという姿勢では困ります。いつの時点を調査されても調査対象の民間企業がすべて8時間の勤務時間でない限り、必ず8時間より勤務時間が短くなるのは当たり前です。せめて調査した民間の勤務時間が、週7時間45分を下回った時点で提案されてはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

予算特別委員会で副市長は、副作用として人件費が上がるかもしれないと答弁されています。時短がコスト増であることは認識しておられると思います。定量的にコスト増にならないことをお示しください。

時短に対し、いたずらに反対をしているわけではありません。世の中の状況と乖離した職員厚遇をするわけにはいかないのです。暮らしている住民の生活が厳しいのなら、議会や職員はその状況とともにありますべきです。市民は、世の中の状況に敏感でない人間に政策の立案や議決を行ってほしくないと思います。

5. 続いて、折りツルについて質問いたします。

平成21年度、予算特別委員会で旧市民球場跡地利用の予算の一部が否決されたのがきっかけなのか、折りツルに対する市長の思いがメルマガで、「折鶴の消える日」と題して連載で掲載されています。3月の予算特別委員会の議論で足りなかつたのが、原爆の子の像にささげられる折りツルそのものの議論です。旧市民球場に設置されることになっている折り鶴ホールが議論の争点であることも、折りツルそのものの方ははっきりしないからであると思っています。メルマガの第1回の書き出しが、折りツルの届けられる量が減ってきているとなっています。現在の折りツルは、平成14年度分からすべて保存されています。平成14

年が8.5トン、15年が10トン、16年から18年が9.8トン、19年が11.7トン、20年が11トンです。大きく減少しているわけではなく、むしろふえています。平成20年は平成14年と比べて30%ふえています。メルマガからは届けられた折りツルへの礼状などの対応も行き届いていると感じました。

まず初めに、最も基本的なことをお伺いいたします。**折りツルは減っているのでしょうか。どのような理由から減ってきてていると述べられているのでしょうか、お答えください。**

3月の予算特別委員会ではっきりしたことは、市長が所信表明で述べられている折り鶴ミュージアムと跡地に計画されている折り鶴ホールが別物であることです。折りツルの保存展示も30年と答弁されました。しかし、肝心の折り鶴ミュージアムについての具体的な内容は述べられませんでした。市長も議員も、任期はあと2年です。折り返し時期に来ています。厳しい財政状況の中で、箱物を建設すること、まして広島市にとってとても重要でさまざまな考え方のある折りツルそのものの議論なくして何も進まない施設です。時間がかかります。いつまでも送られた折りツルを袋詰めにしたまま、市の空き施設にうずたかく積み上げておくのは望ましくありません。所信表明で述べられた折り鶴ミュージアムについての計画はどうになっているのでしょうか、お答えください。

6. 最後に、地下街開発についてお伺いいたします。

地下街開発株式会社は、平成17年度9月決算で、平成15、16年と連続して赤字となり、監査法人から減損会計の適用を受け、64億円の債務超過となりました。当時、社長の経営責任ということで随分議論になりましたが、結局、社長の辞表と引きかえに広島市が行ったことは、金融機関に追加融資と返済の長期延長、金利の引き下げを行ってもらうため、平成71年まで合計173億円の損失補償を行うということです。議会もこれを承認いたしました。貸し付けた67億円の返済は、平成72年、50年以上もたってからということになり、事実上の債権放棄です。

当時出された経営改善スキームは厳しく見積もったスキームであり、必ず達成することが条件でした。景気の後退や先行きの不安から、個人消費は大きく減少しています。全国百貨店協会の発表では、売り上げは15カ月連続で減少しており、5月は市場最悪の落ち込みとしています。地下街開発の事業報告を見ましても、厳しい経済状況によりシャレオの客数が激減しており、テナントの売上高も前年比で3億6700万円減少し、60億300万円になったこと、また、空き区画を抱えることや、テナント誘致に苦戦を余儀なくされていることも書かれています。

そこでまず、空き区画の状況をお尋ねいたします。

幾つ空き区画があるのでしょうか。地下街開発の売り上げは、開業初年度の約18億6000万円を頂点にずっと減少してきています。平成20年度の売上高は約15億3000万円、来

期平成 21 年度の売り上げ予測を見ると約 13 億 8000 万円を計上されており、さらに大きく落ち込むことを予測されています。地下街開発の収入は、基本的にはテナント収入です。このテナント収入が開業以来減少し続けるということは、会社としての存続の基本が崩れています。市が長期の損失補償を行った時点にも今後の営業努力を掲げられましたが、結局、効果がなかったことになります。現在は当期純利益は 7911 万 3000 円となっており、経営改善スキームは達成できていることになっていますが、来期の純利益は 610 万円と計上されています。形の上では改善スキームが達成できていますが、売り上げの落ち込みを経費の削減で補うといった状況で、今後の見通しが大変厳しいと思います。

経営改善スキームは最低限のものであり、必ず達成する計画であるという前提で、議会は 173 億円の損失補償を行いました。今後も改善スキームは達成されていくのでしょうか、お答えください。シャレオの状況は非常に厳しい状況にあると思います。くれぐれも再び市民が負担を負うことのないよう、経営を行っていただきたいことを申し添え、質問を終わります。ありがとうございました。